

II 自由論題報告

金融負債規定に基づく IFRS 体系の考察

安井一浩

神戸学院大学

要 旨

筆者は、これまで公表した論文において国際財務報告基準（IFRS）の金融負債に関する規定および関連する議論についてその根拠を、国際会計基準審議会（IASB）およびその前身の国際会計基準委員会（IASC）が公表した資料などに基づいて分析した。分析にあたっては、根拠を論理的根拠および実証的根拠に分類し論理的根拠は、普遍的論理的根拠および不完全論理的根拠に、実証的根拠は定量的実証的根拠および不完全実証的根拠に分類した。分析の結果、根拠はいずれも不完全なものであった。またその後、別の論文においてIASBが2010年に公表した金融負債に関する公開草案に対するコメントレーターに記述された回答を分析した。分析の結果、一部に普遍的論理的根拠に基づくものはあるものの、それ以外は不完全なものであった。

本稿ではこれらの結果を受けて、会計基準の普遍性と前提および論理体系としての会計基準の要件を考察し、IFRSが論理体系ではないことを示した。またフレームワークは前提の一部を示しているのみであり、IFRSの各規定を設定するためには、前提の追加が必要であるとの見解を示した。さらに実証的根拠が不可欠であるとの見解を示し、実証的根拠に依拠する場合の問題点と限界についても考察している。最終節ではIFRSの体系が帰納法的アプローチ要素を含むことを指摘し、IASBがIFRSを設定または改訂するにあたっての注意すべき点を提示している。また原則法による会計基準がもたらす不安定さを仮説として提示している。

I 金融負債に関する規定の相違と当初の問題意識

1. 金融負債に関する規定の相違

2013年9月現在、デリバティブを除く金融負債について国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下IFRS）の当初認識後の測定に関する規定と、日本の金融商品会計基準の期末評価に関する規定には相違が存在する。この相違の存在が問題意識の発端である。

(1) IFRSの金融負債の当初認識後の測定に関する規定

2012年版IFRS第9号における、デリバティブを除く金融負債の当初認識後の測定に関する規定の概要は以下のとおりである。すなわち測定は、「実効金利法による償却原価法」⁽¹⁾（2012年版IFRS9, par. 4.2.1）としているが、「損益を通して公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定する」⁽²⁾（2012年版IFRS9, par. 4.2.1）としている。ここでいう「損益を通して公正価値で測定する金融負債」には、「売買目的の金融負債」（2012年版IFRS9, Appendix A）および「当初認識時に損益を通して公正価値で測定するとして、企業により指定された金融負債」（2012年版IFRS9, Appendix A）がある。後者は公正価値オプションとよばれるもので、その要件の概要は（1）「会計上の不一致を消去するか著しく削減する」（2012年版IFRS9, par. 4.2.2. (a) から要約）場合または（2）「公正価値を基準として管理され業績が評価される」（2012年版IFRS9, par. 4.2.2. (b) から要約）場合のいずれかの場合である。なおこれは、「当初認識時における取消し不可

能な指定」（2012年版IFRS9, par. 4.2.2）となっている。

また公正価値測定によって生じた変動部分は、「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分は、その他の包括利益に表示され、それ以外の部分は損益に表示されなければならない」（2012年版IFRS9, par. 5.7.7）としている。ただしこのような表示が「会計上の不一致を、損益において生じさせるか拡大させる場合、（負債の信用リスクの変動部分も含めて）、企業は全額を損益に表示しなければならない」（2012年版IFRS9, par. 5.7.8）としている。

なおIFRS第9号は、IAS第39号から金融負債に関する規定が移行される形で2010年10月に改訂された。従来IAS第39号は1999年3月の公表時から売買目的で保有する金融負債は公正価値で評価することとされていた。また2003年12月には公正価値オプションの導入に関する改訂が行われたものの、金融負債の公正価値評価に関する規定は一貫して設けられている。

(2) 日本の金融商品会計基準の期末評価に関する規定

企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」では、「支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。」（金融商品に関する会計基準（2008年3月10日改正版）第26項）と規定され、ヘッジ会計の対象ではない金融負債の時価評

価あるいは公正価値評価が認められていない。「金融商品に関する会計基準」は「金融商品に係る会計基準」として 1999 年 1 月に企業会計審議会から公表され、その後企業会計基準委員会に引き継がれた。その名称も含めて改訂が重ねられてきたが、ヘッジ会計の対象ではない金融負債に関しては一貫して時価評価あるいは、公正価値評価を認めていない。

なお企業会計基準委員会から 2010 年 7 月に企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」が公表されている。そこでは『公正価値』とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。（公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）第 4 項）とされ、金融負債の公正価値評価を認めるものと解される。しかし 2014 年 1 月現在、その確定版は公表されていない。

2. 当初の問題意識

このように IFRS と日本の会計基準には、金融負債の評価に関して相違が存在する。そのため筆者は、IFRS について以下の問題意識を持つようになった。

- ・ IFRS の設定はどのような過程を経ているのか。
- ・ IFRS の規定は、各国、各利害関係者の意見を反映しているのか。
- ・ 金融負債の公正価値測定に妥当性があるのか。

II これまでの検討と新たな問題意識

1. IFRS の設定過程と回答の反映状況の検討

IASB のウェブ・ページによれば、IFRS の設定手続きには以下の 6 段階があるとされている。

- ・ 議案の設定
- ・ プロジェクトの計画
- ・ 討議資料の作成と公表
- ・ 公開草案の作成と公表
- ・ 基準の作成と公表
- ・ 基準公表後

(<http://www.ifrs.org/How-we-develop-standards/Pages/How-we-develop-standards.aspx> より)

このうち 4 段階目の「公開草案の作成と公表」および 5 段階目の「基準の作成と公表」に筆者は着目した。そこで上記の問題意識を受け IFRS 規定の設定手続において公開草案に対する回答の内容が反映されているか否かを拙稿（安井 [2012a]）のリサーチクエスチョンとした。そこでは 2010 年 5 月に公表された公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を対象に、公開草案に関する 10 の質問に対する回答 137 通を集計し、定量的に分析を行った。分析の結果は拙稿（安井 [2012a]）において詳細に述べている。リサーチクエスチョンに対する検討結果を要約すれば、単純な回答数による判断であるが、回答の集計結果を反映している部分もあれば、反映していない部分もあるというものである。

一方、検出事項の一つに回答内容の分散があげられる。上記の公開草案は主として、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の

変動部分の表示方法に関するものであるが、凍結信用方式⁽³⁾を支持するという金融負債の評価方法に関する回答までも含まれていた。またこの分散は会計士団体、会計基準設定組織といった同じ属性内⁽⁴⁾であっても見られた。

2. 金融負債に関する規定の根拠の検討

上記の回答が分散するという事実を踏まえて、金融負債に関する規定の妥当性について、「普遍的な判断基準が存在しない」（安井 [2012a], p. 97）という仮説を提示した。これを受けて拙稿（安井 [2012b]）におけるリサーチクエスションは、IFRSの金融負債に関する規定の根拠の所在と妥当性である。またこれは新たな問題意識であるとともに「負債の公正価値測定に妥当性があるのか」という問題意識に関連するものである。

そこで筆者は、国際会計基準審議会（the International Accounting Standards Board：以下 IASB）およびその前身である国際会計基準委員会（the International Accounting Standards Committee：以下 IASC）が公表した公開草案、討議資料、スタッフ・ペーパー、IFRSの結論の背景をもとに、金融負債に関する規定の論点整理を行った。整理された論点のうち「金融負債の公正価値評価の是非」および「自身の信用リスクの変動に起因する部分を公正価値変動に含めるか否か」の2点について、その根拠の分析を行った。なおこれらの資料ではIFRS規定の根拠のみならず採用されていない評価方法、表示方法が整理して示され、それぞれの根拠が述べられているが、それらについても検討を行った。

分析にあたってはその根拠をまず（1）論理的根拠と（2）実証的根拠の2つに区分し

た。また根拠が示されていない場合を（3）無根拠とした。

このうち論理的根拠とは、フレームワークあるいは他の従来から存在するIFRSの規定を前提とした文書の前後関係に基づく根拠である。そのうえで論理的根拠は（1）-1 普遍的論理的根拠と（1）-2 不完全論理的根拠に区分した。普遍的論理的根拠とは、フレームワークあるいは他の従来から存在するIFRS規定を前提として普遍性があると判断される根拠である。また不完全論理的根拠とはフレームワークあるいは他の従来から存在するIFRS規定から普遍的に導かれていると認められない根拠である。前提が異なる場合、前提が示されていない場合、推論方法に問題があり普遍性がみとめられない場合などは不完全論理的根拠とした。

一方実証的根拠は一定の事実に基づく根拠である。そのうえで（2）-1 定量的実証的根拠と（2）-2 不完全実証的根拠に区分した。定量的実証的根拠とは、具体的な事実あるいは事実に基づく数値によって示されている場合である。また不完全実証的根拠とは具体的な事実、数値が示されていない場合である。

なお一つの規定あるいは意見の根拠の中には、論理的根拠と実証的根拠が混在する場合も想定される。

分析結果は拙稿（安井 [2012b]）において詳細に述べている。要約すれば、金融負債に関する規定の根拠、およびそれに賛成する根拠も反対する根拠も、いずれも不完全論理的根拠か不完全実証的根拠であった。また当然フレームワークを前提として普遍的論理的根拠を示しているものはなかった。

3. 公開草案に対する回答の根拠の検討

筆者はまた同じ方法で、拙稿（安井 [2012a]）

でとりあげた公開草案に対する各国の会計基準設定組織からの回答 18 通についても分析を行った。分析結果は拙稿（安井 [2013]）において詳細に述べている。要約すれば、以下の 2 点を除いていずれも不完全論理的根拠か不完全実証的根拠であった。

普遍的論理的根拠と考えられる根拠の一つめは、公正価値の変動部分のうち、自己の信用リスクの変動に起因する部分を、その他の包括利益に計上することに反対する意見を示したオーストラリア会計基準審議会の回答である。要約すれば「損益を通して公正価値で評価する金融負債について、その他の包括利益に変動額の一部を計上することは矛盾する。」というものである。これは「損益を通して公正価値で測定」と定義している以上、「その他の包括利益」にその一部でも、変動額を計上することは矛盾するというものである。また二つ目は、イタリア会計機構およびシンガポール会計基準審議会の回答で要約すれば、「自己の信用リスクに起因する変動部分は、IAS 第 1 号の規定から、（その他の包括利益に計上しないで）、直接持分に計上すべきではない。」というものである。

4. 小括

これまで示したように、IFRS 規定、これに賛成する意見および反対する意見の根拠はいずれも不完全であり、公開草案に対する回答も、一部を除いて根拠が不完全であるというのが検討結果である。これは結局のところ IFRS の金融負債に関する規定に関しては、不完全な根拠により議論がなされてきたということができる。

次節以下では、このように不完全な根拠に基づいて設定された金融負債に関する規定をもとに、IFRS 体系を考察することにより、

筆者は IFRS の特質と問題点を論じることを試みるものである。

Ⅲ 論理体系としての会計基準

1. 会計基準の普遍性と前提

筆者が提示した「普遍的な判断基準は存在しない」（安井 [2012a], p. 97）との仮説における「普遍的」とは、一定の「前提」のもとでかならず成立するということである。なお「前提」とは、体系の出発点としてその体系で受け入れるものをいう。広く受け入れられるものは公理あるいは公準といわれる。

筆者が「絶対的」という用語を用いずに「普遍的」という用語を用いたのは、絶対的なものが存在しないとの見解に基づくものである。いかなる場合にも成立するよう感じられるものでも、一定の前提に基づくものである。例えば「地球は太陽の惑星である」という場合に、「絶対的な真実」であるとの見解を持つ論者が存在するかもしれない。しかしここで「地球」は天体であり、「太陽」は地球の公転の中心となる恒星であり、「惑星」は恒星の周りを公転する天体であるという、各用語の定義を前提としているのである。宇宙のどこかに「地球」という名称の恒星が存在し、「太陽」という名称の惑星が存在する可能性は否定できない。このような例は会計基準を検討する場合にも存在する。資産、負債、有価証券などの用語は、その定義によって、そこから展開される議論が異なる。例えばある金融商品が負債であるか否かは、負債の定義によって異なる。

上記の例は、用語の定義が前提となっている場合であるが、用語の定義を前提とする場合以外でも、前提によって成立する場合と成立しない場合がある。例えば三角形を「3つ

の線分で囲まれた図形」であるとした場合、内角の角度の合計は、常に 180 度にはならない。確かに図形が平面上にあるという前提のもとでは、180 度となるが、図形が球面状に存在するという前提のもとでは、180 度よりも大きな値となる場合がある。例えば地球を完全な球形とし、北極点から赤道までの線分 2 本と赤道の上を地球の 4 分の 1 周する線分で囲まれた三角形の合計は 270 度となる。これはユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学の対比の例の一つである。このような例は、会計基準を検討する場合にも存在する。例えば営利活動を前提とすれば、収益、費用の測定および認識あるいは最終の集計結果としての利益の表示方法などが問題となる。しかし非営利活動を前提とした場合には、前提が異なることからそこから展開される議論が異なる。この場合、利益は存在しない

以上から筆者は、根拠が「絶対的」であるか否かを問うのではなく、一定の前提のもとでの「普遍性」があるか否かを問うものである。

2. 論理体系としての会計基準

前提は、それ自身が出発点であって導かれるものではない。前提の妥当性については、実証的根拠によると考えるがこの点については、後節において検討を行う。また筆者の意図する「論理」は、推論規則⁽⁵⁾のみをその範囲とし前提は含まない。論理と前提とを分けて考察することで、会計基準に不都合が生じた場合には、より明確に前提か論理かのいずれに問題があるのかを検証することが可能となる。ここで不都合とは、第一義的には財務諸表利用者の要求を満たしていない場合など前提とする目的を達していない場合である。なお推論規則を議論に参加する利害関係者の

合意のもとに、一定のものに限定することができれば前提の妥当性を検討するのみで検証が可能となる。論理学で認められている推論規則の体系は一つとは限らない、広く受け入れられているものをあげるとすれば三段論法⁽⁶⁾である。推論規則に則していなければ反証が可能となる。もし推論規則によらずに結論を導いている場合には、それは普遍性があるとはいえない。

論理体系である会計基準とは一定の前提のもとに、一定の推論規則により普遍的に全ての規定が導かれる場合を指すというのが筆者の見解である。

不完全論理的根拠により会計基準の各規定を導くことは、普遍性が保たれないため、それが含まれる限り論理体系とは言えない。また経験的に導かれた実証的根拠をもとに会計基準を導くことも、それが含まれる限り論理体系とは言えない。

これまでの検討の結果、金融負債に関する規定は、不完全論理的根拠あるいは不完全実証的根拠に基づいているとの筆者の見解を示した。これは IFRS という会計基準が論理的体系ではないということを示している。

それでは、論理体系としての会計基準の開発は可能であろうか。可能性のみを考えればそれは可能である。一定の前提を示し、そこから導かれる規定のみで会計基準の各規定を構成すればよい。例えば前提を「資産、負債は全て公正価値で測定する。」「資産は流動資産、固定資産に区分する。負債は流動負債、固定負債に区分する。」とすれば、これらの前提に基づいて「流動資産は公正価値で測定する。」「固定資産は公正価値で測定する。」という規定を設ければよい。

しかし論理体系としての会計基準は、現実

が困難であり、受け入れられる可能性がないというのが、筆者の現在の仮説である。例えば上記の資産科目を全て公正価値で測定するという前提は、公正価値測定が不可能な資産が存在する場合、現実には適用不可能である。また仮に「資産、負債はすべて取得原価で測定する。」という前提は、例えば取得原価よりも公正価値が下落した場合に、財政状態を適切に表示していないという批判があり、受け入れられていないのが現状である。

なお現実には起こっている事象に対応するためには、前提を追加あるいは修正するという方法も考えられる。しかし日々変化する現実の世界に合わせて、前提を追加あるいは修正することができないかもしれない。また前提が多く並立し、そこから導かれる会計基準の規定が少なくなる場合には、もはや論理体系とはいえないかもしれない。このような会計基準の体系が、論理体系か否かの問題については、今後の検討課題としたい。

3. フレームワークと前提

論理体系としての会計基準の一つの形は、フレームワークにおいて前提を提示し、そこから全ての会計基準の規定が導かれるものである。あるいはフレームワークの名称を用いない場合でも、何らかの形で前提が提示され、その前提から各会計基準の規定が導かれるものである。

これまでに公表された IFRS の体系におけるフレームワークは、1989年4月に IASC の理事会による承認ののち 1989年7月に公表され、2001年4月に IASB によって承認された「財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)」(以下：フレームワーク (1989))

および 2010年9月に IASB によって公表された「財務報告のための概念フレームワーク (The Conceptual Framework for Financial Reporting)」(以下：フレームワーク (2010)) である。なおこれまでの拙稿 (安井 [2012a], 安井 [2012b], 安井 [2013]) では、いずれも取り上げた資料が 2010年9月より前ののものであったために、前者のフレームワーク (1989) をもとに検討を進めたものである。

すでに述べたように、これまでの検討結果から、このフレームワーク (1989) の規定を前提として、金融負債を公正価値で評価するという IFRS の規定を導いていなかった。結局のところフレームワーク (1989) は、前提の一部を示しているのみで、実際の会計基準としての IFRS 規定を設定するためには他の前提の追加が必要となると考えられる。これはフレームワーク (1989) が会計基準を設定するうえでの必要条件を示したのみであり、充分条件を示していないとの解釈も可能である。

フレームワーク (1989) では「目的および位置付け」のなかで「このフレームワークは、外部の利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎となる概念を記述している。」(フレームワーク (1989), par. 1) としている。また (a) から (g) の7つの目的をあげているが、その最初の目的として「(a) IASC 理事会が将来の国際会計基準の開発および既存の国際会計基準の見直しを行う際にその助力となる。」(フレームワーク (1989), par. 1) をあげている。「基礎となる概念 (the concepts that underlie)」が前提であるか否かは、議論の余地があるが、それが前提であったとしても、「助力となる (assist)」という表現から、すべてが導かれるということを想定していないと解される。なお「基礎となる前提」

として「発生主義」(フレームワーク(1989), par. 22)および「継続企業」(フレームワーク(1989), par. 23)をあげている。しかしこの二つの前提のみでは、すべてのIFRSの規定を導くことはできない。これらの記述からフレームワーク(1989)がその中で、必要な前提すべてを示していないことを示しているといえる。

フレームワーク(1989)はその後、フレームワーク(2010)に置換えられた。ただし上記で示した「目的および位置付け」の最初の部分は、「フレームワーク」が「概念フレームワーク」に置換えられ、目的の(a)の部分においても「国際会計基準委員会理事会」、「国際会計基準」がそれぞれ「審議会」および「国際財務報告基準(IFRSs)」に置き換えられたが、内容は変化していない。

なおフレームワーク(2010)では、「基礎となる前提」、「財務諸表の要素」をはじめとして、一部にはそのままフレームワーク(1989)が示されており「残っている文も、審議会が、財務諸表の要素および測定基礎を考慮した時点において改訂されるであろう。」(フレームワーク(2010), p. A40)として改訂の途上にあること示している。

2013年9月現在、IASBではフレームワークの再検討の途上にあり、2013年7月に「討議資料財務報告のための概念フレームワークの見直し(Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting)」が公表されている。ここでは「(a)重要な領域が含まれていない。例えば現在の概念フレームワークでは、測定、開示、表示あるいはいかにして報告企業を特定するのかについてほとんど、ガイダンスを提供していない。」(IASB [2013], p. 5)として示している。ここから従来のフレームワークでは

充分ではないことを認識し、その内容を拡充する方向性であることは確認できる。しかしフレームワークで必要な全ての前提を提示することが可能であるのか否か、およびそこから全てのIFRSの規定を導くことが可能であるのか否かを、検討し公表すべきであろう。

4. 実証的根拠による前提

上記「Ⅲ 論理体系としての会計基準 1. 会計基準の普遍性と前提」において前提は、体系の出発点としてその体系内で受け入れるものであるとの見解を示した。ではその前提はどのように選択されるのであろうか。それは実証的に判断して、会計基準によって作成される財務諸表の利害関係者に、受け入れられるものを前提としているというのが、筆者の見解である。同節ではユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学による例を示した。現実世界の観察の結果として平面を認識し、それを前提として議論を行っても、結果が現実世界の認識結果とかい離が生じないとの合意があるため、ユークリッド幾何学は歴史的に支持されてきたといえる。一方、非ユークリッド幾何学は、現実世界の観察の結果として球面を認識し、それを前提として議論を行っても、結果が現実世界の認識結果とかい離が生じないとの合意があるため認められたといえる。この場合、両者で前提が相違するがいずれも現実世界の観察の結果である点が共通する。すなわち前提は、前提自身あるいはそこから導かれた結果が、現実世界の認識結果とのかい離を生じさせないために、実証的根拠に基づくべきである。これは会計基準が論理体系であったとしても、現実世界の認識結果とかい離を生じさせないために、実証的根拠によらざる得ないことを示していると考えら

れる。

また上記「Ⅲ 論理体系としての会計基準 3. フレームワークと前提」においてフレームワーク（1989）が前提の一部を示すにすぎないものであり、会計基準設定のためには前提の追加が必要であるとの見解を示した。また拙稿（安井 [2012b], p. 33）で示したように IAS 第 39 号の結論の根拠には、不完全であるが実証的根拠によるものが含まれている。これは追加される前提には、実証的根拠によっているものが含まれていることを示している。前提はそれが追加されるものであっても、その体系における前提と同様に、現実世界の認識結果とかい離を生じさせないために、実証的根拠によらざるを得ない。

いずれにしても会計基準の設定にあたっては、実証的根拠によることが不可欠であると考えられる⁽⁷⁾。

Ⅳ 実証的根拠の問題点と限界

1. 不完全実証的根拠の問題点

すでに拙稿（安井 [2012b], p. 36）でも述べたように、「多くの場合」、「滅多にない」と表現されている場合が不完全実証的根拠の例である。このような表現は、具体的な事実、件数、比率等が示されていないが、その問題点は検証可能性にある。そのためこのような根拠による場合には、「多くの場合」という表現を用いずに、定量的な資料を示したうえで、具体的な調査の範囲、方法、実施日時等を明示する必要がある。なお数値で表現するときには、比率による必要がある場合がある。例えば 1 万件において該当する事実、1 万件中の 1 万件と 200 万件中の 1 万件ではその意味するところが異なるためである。またある事実をあげることによって、ある説に反

論する場合もある。このような場合は、1 件でも反論となりうるが、より主張を強固なものとするために件数を示すことも考えられる。例えば「金融負債の評価益は実現しない。」という説に対して、実現した具体例を 1 件でもあげれば反論となる。しかし誤認である可能性はゼロではない。そのため 100 件あげれば全てが誤認である可能性は低くなり、より強固な裏づけとなる。

2. 主観的事象と客観的事象

定量的な数値であっても、それが主観的事象と客観的事象では異なることに注意を要する。主観的事象の例として、「負債の評価益を計上する会計処理とその結果に基づく財務諸表の表示が、投資意思決定の有用性を害し、望ましくないと感じる財務諸表利用者の比率が、調査の結果 X%である」という場合が挙げられる。この場合 X%の財務諸表利用者に対して提供する財務諸表と、残り (100-X)%の財務諸表利用者に対して提供する財務諸表とを異なる内容とする必要はない。例えばフレームワーク（2010）では、一般目的財務諸表の名称で示されているが、IFRS の体系では財務諸表は単一種類である。ここで問題となるのは、その会計処理の見直しを行う必要があると判断する比率の基準である。

一方、客観的事象の例として、「金融負債の評価損益が実現しない場合が、調査の結果 X%である」という場合が挙げられる。この場合 X%の部分と残り (100-X)%の部分との異同について検討する必要がある。例えば (100-X)%部分は上場している社債の場合で評価損益が実現するが、それ以外の X%部分は実現しないという場合であれば、X%部分と (100-X)%部分のそれぞれの部分につ

いて、評価損益を計上すべきか否かを検討すべきである。X%が実現しないために金融負債の公正価値評価はすべきではないという根拠を示したとすれば、それは不完全論理的根拠である。なお実現する場合と実現しない場合で、その性質、環境等に異なった部分があれば、問題となるのはその会計処理を採用する比率の基準である。

3. 実証的根拠の限界

実証的根拠について、具体的な事実、件数、比率および調査の詳細が示されていれば定量的実証的根拠であるが、それは普遍的な根拠とはなりえない。実証的根拠は一定の場所における一定時点の事実に基づくものである。調査の結果は、時間的、空間的に一点のみを描写するものにすぎない。そのため実証的根拠は普遍性を保証しない。場所、時間が異なる場合に同じ結果が観察されたとしても、同じ結果が普遍的に観察されるとは限らない。例えば「金融負債の評価損益を計上することが直観に反する。」と感じる投資家が、ある国における調査でX%を占めたとしても、10年後の調査において同じ結果を示すとは限らない。同様に別の国においても類似する結果を示すとは限らない。

また二つの変数に関連があるような事象が観察されても、そこに因果関係があるということが証明される訳ではない。また因果関係の推測を行うにも注意を要する。Aという変数とBという変数に何らかの相関関係が観察されても、その間に両方の変数に相関関係をもつCという変数が存在し、AとC、BとCには相関関係があるが、AとBには相関関係がないという例は広く知られている。例えば「注記の情報量が多い会社ほど調達利率が低い。」という相関関係が観察された

とする。しかし一方で相対的に上場会社のほうが、非上場会社よりも注記の情報量が多いという相関関係が観察され、上場会社の方が非上場会社よりも調達利率が低いという相関関係が観察されたとする。この結果から調達利率に影響している要因が上場しているか否かであり、注記の情報量ではないということを示すことが可能である。この場合、非上場会社が注記の情報量を増加させても、調達利率が低下するとは限らない。

実証的根拠は、それが定量的実証的根拠であってもこのように限界が存在するが、実証的根拠が不可欠である以上、この限界ゆえに実証的根拠を排除するのではなく、その限界を認識することが重要となる。

V 検出結果と新たな仮説

(1) IFRSにおける帰納法的アプローチ要素
日本の企業会計原則は、「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」(企業会計原則の設定について二(1))とされていることから、帰納法的アプローチによる会計基準の体系であるとされている。これは実証的根拠に基づいて、会計基準を作成する方法であるともいえる。一方、IFRSは、フレームワークを提示しそこから各会計基準の規定を導く演繹法的アプローチによる会計基準であるとされている。これは本来であればフレームワークを前提として、各規定は論理的根拠に基づいて導かれるものであるといえる。

しかしこれまで指摘したようにIFRSの規定は、フレームワーク(1989)を前提として、その内容から推論規則によって導かれたものではなく、不完全ではあるが実証的根拠

により規定を設定した部分を含むものである。これは論理規則に基づく演繹法ではないことを意味する。また会計処理方法について、例えば金融負債の測定における償却原価法のように、フレームワーク（1989）に全く記述がないものの、従来から行われてきた会計処理方法を IFRS の規定で採用していると考えられる部分もある。これは IFRS に帰納法的アプローチの要素を含むものと解することも可能である。フレームワーク（1989）が前提の一部しか示していないために、IFRS は演繹法的アプローチによる会計基準といながらも、帰納法的アプローチによらざる得ない状況であると言えよう。またフレームワーク（2010）においてもフレームワーク（1989）の全面訂改訂が行われておらず、現状では前提の一部しか示していない状況に変わりはない。結局のところ、帰納法的な日本の企業会計原則⁽⁸⁾に対する演繹法的な IFRS という見方が当てはまる現状ではないといえよう。

(2) IFRS の設定および改訂にあたっての問題点

前述のように IFRS 財団のホームページによれば IFRS の設定手続きには 6 段階がある。このうち「討議資料の作成と公表」および「公開草案の作成と公表」ではコメントレターの募集を行っている。これ以外にもアウトリーチプログラムによる利害関係からの意見聴衆をおこなっている。また IASB のメンバーによる討議も行われている。

しかし拙稿（安井 [2013]）で示したようにコメントレターの根拠は、一部の例外を除いて不完全論理的根拠または不完全実証的根拠であった。

問題は、最終的な判断を行う側の IASB の

構成員がこの点を意識しているか否かである。論理的根拠であれば、前提が提示されているか否か、あるいは何であるのかを確認する必要がある。また推論規則によっているのかについても確認する必要がある。なお現状においてフレームワークが前提を提示していない部分が存在する。そのため実証的根拠によることが不可欠であるが、定量的な根拠を示しているか否かについて検討を行い、定量的実証的根拠によることを確認する必要があるといえる。

(3) 原則主義による不安定性

日本の会計基準は、具体的な判断基準を詳細に示した細則主義であるのに対し、IFRS は基本的な考え方を示し、具体的な会計処理方法あるいは表示方法（以下：会計処理方法等）は財務諸表作成者に判断を任せる原則主義であるとされている。これは IFRS に規定されていない事象に対しては、フレームワークと IFRS の各規定を前提に会計処理方法等を導く必要がある方法であると解される。これまでに拙稿（安井 [2013]）で示したように公開草案に対するコメントレターに記載された根拠は、一部を除き不完全論理的根拠または不完全実証的根拠であった。これは、フレームワーク（1989）および IFRS の規定から、一部を除き個々の事象に対して演繹的に回答を導いていない事実を示している。

公開草案に対するコメントレターは、IFRS 規定の改訂案に対し回答者が自己の見解を示すものであり、その回答にあたっての判断は、個々の事象に対する会計処理方法等を導く判断とは異なる。しかし IFRS に規定されていない会計処理方法等に対する判断を求められているという点において共通点をもつ。また

コメントレーターの回答者は IASB から見れば外部者であり、財務諸表作成者とは外部者であるという点でも共通点を持つ。

原則主義のもとフレームワークあるいは IFRS に規定されていない事象に対する会計処理方法等を、IASB の外部者が判断するにあたり、不完全論理的根拠によっている場合は普遍性をもたない。一方、実証的根拠によって判断する場合も想定される。しかし実証的根拠は、たとえそれが定量的実証的根拠であっても普遍性を持つものではない。

原則主義のもとにおける財務諸表作成者の判断について、恣意性が介入することなどの指摘がされている。しかし恣意性が介入する以前の問題として普遍性をもつ判断がされない場合、判断の結果としての会計処理が多様化し不安定化する可能性がある。この点については本稿では仮説として可能性を指摘することとどめ今後の課題としたい。

【注】

- (1) 本稿では IFRS の用語および各規定の文書は、英語版をもとに筆者が日本語に訳したものを記載している。
- (2) 英文の原文では “financial liabilities at fair value through profit or loss” (2012 年版 IFRS9, par. 4.2.1) であるが本稿では「損益を通して公正価値で測定する金融負債」とした。
- (3) 凍結信用方式とは、金融負債の当初認識後の測定において、公正価値のうち自身の信用リスクに起因する部分を当初認識時の値に固定し、自身の信用リスクに起因する部分以外の部分の変動のみを評価損益とする方法である。
- (4) ここでの属性は、筆者による回答者の分類である。具体的な分類については拙稿（安井 [2012a], pp. 99-103）を参照のこと。
- (5) 推論の意味にはいくつかの説がある。ここで筆者の意図する推論とは、複数の前提から異なる事実を結論として導くことであるが、必ずその結論が導かれることを意味し、経験的に基づく事実あるいは予測は含まれない。また推論規則とは、推論にあたり適用することが認められる規則である。なお本節の記述は

(野矢 [2006], pp. 4-34) を参考とした。

- (6) 三段論法とは推論規則の一つである。例えば「株券は有価証券である。」「有価証券は時価評価を行う。」から「株券は時価評価を行う」との結論を導くものである。
- (7) 本節の記述は（徳賀・大日方編著 [2013], pp. 307-360）の内容を参考とした。なお当該部分は「会計基準研究」を対象としており、本稿における「会計基準」を対象とした議論とは異なるが、最終的な対象は会計基準であるという点で共通点をもつ。特に「経験的テストの必要性」（徳賀・大日方編著 [2013], p. 350）は、本節の結論部分を導くにあたって参考とした。
- (8) 日本の会計基準は企業会計原則のみならず企業会計基準から構成される。企業会計基準が、帰納法的アプローチによる会計基準か演繹法的アプローチによる会計基準かについては今後の検討課題としたい。

【参考文献】

- IASB [2004] International Accounting Standard 39 (IAS39): Financial Instruments: Recognition and Measurement
—— [2010a] Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities
—— [2010b] The Conceptual Framework for Financial Reporting
—— [2012] International Financial Reporting Standard 9 (IFRS9): Financial Instruments
—— [2013] Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting
IASB ウェブ・ページ
<http://www.ifrs.org/How-we-develop-standards/Pages/How-we-develop-standards.aspx>
(2014 年 2 月 9 日ダウンロード)
- IASC [1989] Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements
企業会計基準委員会 [2006] 「金融商品に関する会計基準」
小島寛之 [2004] 『文系のための数学教室』講談社
野矢茂樹 [1994] 『論理学』東京大学出版会
—— [2006] 『入門論理学』中央公論新社
徳賀芳弘・大日方隆編著 [2013] 『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社
安井一浩 [2012a] 「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられたコメントレーター分析」『神戸学院大学経営学論集』第 8 巻第 1・2 号, 75 頁-98 頁

———— [2012b] 「IFRS の金融負債規定に関する一考察」『神戸学院大学経営学論集』第 9 巻第 1 号, 1 頁－39 頁

———— [2013] 「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられた各国会計基準設定組織のコメントレーター分析」『神戸学院大学経営学論集』第 9 巻第 2 号, 19 頁－49 頁

なお IFRS および IAS は公表後に改訂および年次改善により, 内容がその都度, 変更されている。引用元を特定するために本文中では, IFRS 財団が提供している eifrs において 2012 Standards (全面早期適用編) として提供されているものを 2012 年版と表示している。また金融商品に関する会計基準についても改訂が行われているため, 本文中の引用を示す部分では最終改訂年月日を示している。

(2013 年 10 月 31 日審査受付
2014 年 3 月 27 日掲載決定)